

令和6年度第4回
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2024年12月19日（木）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

目次

1. 開	会.....	- 2 -
2. 議	事.....	- 3 -
3. 閉	会.....	- 30 -

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

ただいま、委員14名中、12名の方がおそろいでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから令和6年度第4回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の永井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、対面とリモートの併用にて開催させていただいております。

現在、森（傑）委員におかれましてはリモートで参加されております。

最初に皆様にお知らせしておくことがございます。

議事録作成のため、ご発言の際はマイクをご使用くださいますようお願いいたします。なお、マイクの接続本数に限りがございますので、一部を共有することになります。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、リモートで参加の委員におかれましては、今、カメラはオンになっておりますので、このまま皆様の顔が見える形で進めさせていただきたいと思います。マイクについては、雑音が入ることがございますので、基本的にはミュート状態にさせていただき、ご発言のときにオンにさせていただければと思います。ご発言の際には、画面上でお知らせいただいて、マイクをオンにしてからご発言いただければと存じます。途中で聞き取れないなどがございましたら、その際にもお知らせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。電波の状況により、ご発言ごとに間を空けていただくなどのご協力をいただく場合もございますので、併せてよろしくお願いいたします。

また、本日の審議会につきましては、会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載しました議事録を作成し、公表いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には、配付資料1の会議次第、配付資料2の座席表、配付資料3の委員名簿、議事資料として札幌市景観計画の改定についてです。

以上でございますが、不足はございませんでしょうか。

なお、松本委員からは1時間程度遅れる旨、また、笠間委員からは欠席する旨、連絡を受けております。

それでは、議事に移りたいと思います。

また、これ以降の進行につきましては小澤会長にお願いいたしますけれども、この後、会場での録音、録画、写真撮影はご遠慮をいただきますようお願いいたします。

それでは、小澤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

２．議 事

○小澤会長 皆さん、おはようございます。

会長の小澤でございます。

本日も限られた時間ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議事事項が１件でございます。

会議次第２の議事事項、札幌市景観計画の改定についてです。

冬季の景観、公共施設等、届出等、各論と続き、最後に全体像がありますので、特に分けて通して事務局からご説明をいただきたいと思います。

○事務局（景観係長） それでは、私より、景観計画の改定についてご説明いたします。

資料の右上にページ番号を振っております。

配付いたしました議事資料と同じ内容のパワーポイントを表示しておりますので、見やすいほうをご覧くださいと思います。事前にお送りした資料からは、一部、表現の修正を行っているところもございますけれども、内容に変更はありません。

資料の０－００をご覧ください。

本日の議事資料の構成は、１の振り返り、２の改定の方向性と本日の審議事項、３の雪・冬季の景観についてから４の公共施設等について、５の届出等について、６の全体像（案）までが本日のメインの事項となっております。その後ろに、振り返り、雪・冬季の景観、届出等の一部分の参考資料を添付しております。

下に、今後を含めた今年度の審議状況を表示しております。

続きまして、１－０１をご覧ください。

第３回の審議会では、景観の捉え方と夜間景観、屋外広告物、色彩の取組についてご説明いたしました。いただいたご意見の概要を１－０１から１－０３にかけて記載しております。

１－０３は、第２回審議会でのご意見のうち、今回の議題の関係分も記載しています。

本日の議題に関わる部分をいくつかご紹介いたします。

１－０１の夜間景観の部分では、魅力的にしていくという方向性について曖昧に感じるので、少し踏み込んだ記載を検討してはどうか、ガイドラインを実効性あるものにするのが大切、ランドマークの背景の建築物について配慮事項も検討すべきではないかななどのご意見をいただいております。

また、１－０２では、屋外広告物の部分について、宣伝カーについてどのように考えているのかというご質問がございまして、屋外広告物条例ほか関係条例の所管部局で対応する内容となる旨をお答えし、後段で、市営のラッピングバスについては何ができるか検討していきたいとご回答していたところなのですけれども、確認したところ、ラッピング車両については、民間、市有を問わず、許可に当たり有識者の意見を踏まえた助言、指導等の取組を行っていることが分かりましたので、訂正いたします。

また、窓の内側にある広告についての状況確認についてご意見があったことから、参考

－ 0 1 から参考－ 0 3 に京都と金沢についての記載をしております。

戻りまして、1－ 0 3 のその他になります。景観プレ・アドバイスについては、さらにより良い制度にするための効果検証などについてご意見をいただいているところです。このほか、第 2 回の審議会でいただいたご意見の一部を記載しております。

次に、2－ 0 0 をご覧ください。

改定の方向性と本日の審議事項についてです。

青ダイヤで「今回」と記載している部分が今回の審議事項になります。また、白ダイヤで書いてある項目は前回までの審議会で議題にした部分です。

続いて、雪・冬季の景観についてご説明させていただきます。

3－ 0 1 をご覧ください。

第 1 回審議会で提示させていただきました現状、課題などから、雪・冬季の景観を本市の大きな魅力として捉え、雪・冬季の景観をより楽しんでもらうための取組を進める方向で検討していきたいと考えているところです。

3－ 0 2 をご覧ください。

現行の景観計画の雪・冬季の景観に関する記載をまとめております。

中段の別表の部分が景観計画区域の全市基準の抜粋になりますが、冬の快適性として雪の美しさを見せる仕掛け等も検討するとしております。

3－ 0 3 をご覧ください。

札幌市は、年間約 5 メートルの降雪がありながら 1 9 0 万人以上の人口を有する都市であり、自然と都市が共存する世界に類を見ない都市ということで、市民生活において雪はマイナスイメージが強い一方で、一面の美しい雪景色や札幌ならではの冬のイベントやスポーツなど、雪を楽しむ人々の活動も見られることから、自然と都市の共存において、マイナスイメージだけではなく、雪・冬季の景観を楽しむ視点が重要だと考えているところです。

そこで、どうしたら楽しくできるかを考えているところです。

3－ 0 4 をご覧ください。

景観の考え方を基に、雪・冬季の景観の特徴から、雪・冬季を楽しむ景観として、雪と直接触れ合う活動を通じて冬季の景観を楽しむことができる活動やイベント、雪と夜間景観の相乗効果による美しい景観を楽しむことができる夜間景観、雪国ならではの景観を建築物から眺めることで楽しむことができる建築物、広場等からの眺めの三つに分類しております。

この分類を基に、雪をポジティブに楽しむ景観を創出、周知するアプローチがさらなる雪・冬季の景観の魅力向上につながるのではないかと考えられます。

次に、この三つの分類ごとにどう取り組んでいくかというところを 3－ 0 6 から 3－ 0 7 に記載しております。

まず、3－ 0 5 をご覧ください。

活動やイベントについてでございます。

冬の活動や営みを楽しみ、ポジティブな印象を与えるイベント等を支援することにより、さらなる雪・冬季の景観の魅力向上につながると考えられることから、考えられる誘導の方向性として、冬季の景観を形成する活動やイベント等への支援で魅力的な冬の景観の創出を図ること、雪・冬季の景観を楽しむ活動やイベントについて、活用促進景観資源等への登録を検討し、周知、普及を行うことなどが挙げられます。

3-06をご覧ください。

夜間景観、照明についてでございます。

まち並みを際立たせる照明と雪との相乗効果によって魅力向上を図ることが有効と考えられることから、考えられる誘導の方向性として、温かみのある照明を基本として、場所の特性に応じた色温度等の検討によって冬季のまち並みの夜間景観の向上を図る、舞い落ちる白い雪と建築物や植栽が美しく見える照明計画やライトアップを検討するなどが挙げられます。

続いて、3-07をご覧ください。

建築物、広場等からの眺めについてです。

建築物等は、札幌の自然環境や施設と調和した色彩の検討をすることで、まち全体の冬季の景観の魅力向上につながると考えられること、魅力的な雪・冬季の景観を望む工夫や雪を楽しむ仕掛けを検討することが有効と考えられること、冬季において変化する美しい地形や自然の雪景色を望む魅力的な眺望点の普及啓発が有効と考えられることから、考えられる誘導の方向性として、建築物の四季や時間の移り変わりによる見え方の変化を考慮し、自然や季節と調和した素材や色彩の選定の検討を促すこと、建築物等への魅力的な雪・冬季の景観をより楽しむことができる工夫や仕掛けの検討を促すこと、雪・冬季の景観を楽しめる眺望点について活用促進景観資源等への登録を検討し、周知、普及を促すことなどが挙げられます。

続いて、3-08をご覧ください。

施策の方向性についてです。

景観形成基準による誘導として、都心のゾーン基準で四季や時間の移り変わりによる見え方の変化を考慮した自然環境や季節と調和した素材や色彩の検討を促すこと、建築物等について、魅力的な雪・冬季の景観をより楽しむことができる工夫や仕掛けの検討を促すこと、全市基準の雪の美しさを見せることができる仕掛けなどについて解説の充実を図ることが挙げられます。また、基準を補完するものとして、夜間景観ガイドラインで夜間景観と雪の相乗効果についての誘導を行うことも検討してまいります。

普及啓発として、景観の種の取組の中で雪・冬季の景観を募集し、活用促進景観資源として登録すること、活用促進景観資源として登録された雪・冬季の景観をホームページなどで周知すること、活動、イベント等への支援を行うということも検討してまいります。

なお、本市における冬季のイベントについて、参考-04に記載しておりますので、ご

参考にしていいただければと思います。

続きまして、4の公共施設等についてでございます。

4-01をご覧ください。

初めに、用語について整理をさせていただきます。

景観法の公共施設は、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港、その他政令で定める公共の用に供する施設を指しております。その中には、工作物や公共建築物が含まれないため、公共施設等として景観法の公共施設及び公共の用に供する工作物、公共建築物等と定義させていただいております。

また、第1回審議会で提示した内容のおさらいになりますが、公共施設の取組について今回の改定で記載したいと考えたところです。

4-02は現行の運用に関してです。

届出（通知）・協議による誘導として、一定規模以上の新築、増築、外観の過半にわたる色彩の変更等について届出・協議による誘導を行っているところです。

また、札幌市公共施設等景観デザインガイドラインによる誘導として、届出対象以外の公共施設等について誘導を行っております。

4-03をご覧ください。

現行の誘導方法について整理したものです。

公共施設等のうち、道路、公園・緑地、水辺・河川、その他については届出対象外のため、公共施設等のガイドラインによる誘導を行っております。

公共施設等のうち、工作物、公共建築物の届出対象以外のものについても同様の誘導を行っております。工作物、公共建築物の届出対象のものについては、届出・協議が必要になりますので、公共施設などの景観形成基準による誘導も行っているところです。

4-04をご覧ください。

今後の取組の方向性についてです。

公共施設は、景観形成に与える影響が大きく、率先して配慮していく必要があることから、公共施設のうち、特に重要なものについて、景観重要公共施設に関する取組に着手してまいります。手続としては協議が必要となり、整備に関する事項、占用等の許可の基準による誘導を行ってまいります。

景観重要公共施設の制度概要について、4-05に示しております。

景観法では、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設とし、景観計画に整備に関する事項や占用許可の基準を定めることができるとされておりまして、整備に関する事項が定められた場合、その整備は景観計画に即して行われる必要があり、占用許可の基準が定められた場合には、占用を行う際、その基準に適合する必要があると定められているところです。

4-06は取組の方向性についてのまとめです。

取組の方向性として、景観重要公共施設に関する取組に着手し、指定方針案の策定を行

うこと、届出・協議による誘導を引き続き継続して行うこと、公共施設等のガイドラインによる誘導を行うため、ガイドラインの改定を行い、関係部局に周知を行うことが挙げられます。

4-07をご覧ください。

景観重要公共施設の指定方針案についてです。

条例による公共施設の位置づけなどから、指定方針案を検討しました。景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす次のいずれかを満たす施設を対象に指定したいと考えています。

一つ目が景観計画重点区域内に位置しており、良好な景観形成を図る上で特に重要な公共施設、二つ目が本市のシンボルなど、本市の景観形成に得に先導的な役割を果たすことが見込まれる公共施設、景観重要公共施設に指定する必要がある場合は、上記の指定方針案を踏まえて検討し、指定管理者等の同意に基づいて指定を行うことといたします。また、景観重要公共施設に指定した公共施設については、施設管理者等と協議を行い、整備に関する事項や占用許可の基準を定めることといたします。

なお、参考-05と参考-06に景観重要公共施設に関する他都市事例を記載しています。

続きまして、届出等と全体像の案についてご説明いたします。

5の項目は現行施策についてで、方向性としては取組の継続を基本とした内容になりますので、簡潔にご説明したいと思います。

5-01をご覧ください。

まず、(1)の届出・協議による景観誘導についてです。

届出・協議のうち、景観プレ・アドバイスですが、平成29年の現行計画の策定時に導入し、これまで約8年間運用しているところでして、専門家を交えた協議制度として事業者の皆様にも認知され、仕組みづくりができているところが成果だと考えているところで

です。これまでの審議会でもご意見をいただいているところですが、実効性を高めるための取組や協議の規範となる基準の共有が課題であることから、共有の方法や協議の過程がより多くの人に触れられるような方策について検討してまいります。

また、5-02に記載しているような所掌の規定整備等を改定に併せて行いたいと考えております。

次に、(2)の景観資源の保全活用です。

資料は5-03と5-04になりますが、5-03は現行の制度説明になりますので、5-04をご覧くださいと思います。

現行計画では、活用促進景観資源の登録制度を導入し、指定登録を進めた結果、令和6年11月時点で52件を指定登録しているところでございますけれども、指定登録の発案が市主体となっておりまして、身近な景観を知ってもらい、登録を提案してもらうという

流れに移行していくことが望ましいことから、資源をつなげる物語として紹介していくなど、情報発信の仕方を工夫していきたいと考えているところです。

次に、（３）の地域ごとの景観まちづくりの推進ですが、５－０５に記載のとおり、景観まちづくりに関する取組では、景観条例に基づく景観まちづくり指針の策定や活動費用の助成などを行ってきたところです。

景観まちづくり指針の策定により、全国一律にかかっている届出対象とは別に地域独自の届出対象を設けることができることから、その届出状況を５－０６にお示ししております。

また、下段には助成金の申請状況を記載しております。これは、景観まちづくり指針の地域以外の件数も含んでいます。

大規模開発が想定されていない場所が多いので、届出件数が少ないのは想定の内なのですけれども、助成件数についてはそれほど多くの方に使われていないのが現状かと思っています。

５－０７をご覧ください。

景観まちづくり指針を策定した地区が７地区ございますけれども、ほかの制度と組み合わせで連携していたり、ほかの制度を活用し、その中で景観配慮も一緒に行っている地区がございます。

例えば、都心の時計台周辺地区では地区計画を策定しておりまして、地区のまちづくりルールへの遵守を容積緩和要件の一つとしておりますが、そのルールの中に景観配慮も含めています。

５－０８をご覧ください。

これらを踏まえ、景観まちづくりの推進に当たっては、景観まちづくりの指針を含めた様々な手法の選択肢やその組合せを活用して効果的なまちづくりの推進を支援することが有効と考えております。

また、助成金については、幅広い活動に活用できることを周知し、活動のきっかけになるよう、利用拡大に努めていきたいと考えております。

なお、この様々な手法についての主な例は５－０９に記載のとおりです。

続いて、５－１０をご覧ください。

普及啓発については、関係者の自主的な取組や施策への協力に向け、継続して実施することが必要と考えるところですが、建築物の誘導など、各施策に応じた普及啓発の方法があるはずですので、それを整理して継続的に実施することが有効と考えたところです。

施策ごとに実施する取組を整理したものが５－１１になります。

これらの実施に当たっては、景観整備機構と連携を図っていきたいと考えております。

５の既存の取組に関する参考資料は、参考－７から参考－１５に記載しておりまして、参考－７から参考－８は届出や景観プレ・アドバイスの対象を示したもの、参考－９は本市で策定しているガイドライン等、参考－１０から参考－１３は昨年度の景観資源部会で

議論しておりました景観物語の候補イメージや作成例、参考－１４と参考－１５が普及啓発の取組の例となっております。

では、本体の資料に戻っていただきまして、６－０１をご覧ください。

全体像（案）についてです。

年度末の２月の今年度最後の審議会では、これまでの検討項目を盛り込んだ骨子をご提示して議論をいただく予定ですが、その全体構成の案になっております。

左側が現計画の構成で右側が改定計画の構成案になります。

現計画では、取組は５章にまとめていましたが、取組ごとに章立てしつつ、普及啓発については各取組に適した方法により行うことを意識しまして、取組の各章の中で記載する方法を考えております。

６－０２にもう少し詳細に記載しております。

まず、１章では目的等を記載しますが、２章では、第２回審議会でご議論いただきました景観の捉え方などについて記載したいと考えております。

３章の理念・目標では、第５回で案を提示できればと考えております。

４章は、良好な景観の形成に関する方針の章ですが、全市的な方針と地区の特徴を捉えた景観形成の方針を記載する方向で考えております。こちらは、現計画を踏襲しております。全市的な方針については、札幌の景観の特性を踏まえた方針と景観形成に向けた取組の方針を記載する方向であり、このうち、景観の特性を考えた方針は現行の方針をベースとして、眺望や夜間景観、冬の景観などについても盛り込んでいきたいと考えております。

景観形成に向けた取組の方針は、改定計画で新たに設けるものですが、目指す目標に向けての取組の方向性を示す記載があり、そこから具体的にどのような取組をしていくのかを記載することが望ましいと考え、４章の中に盛り込む案としています。

５章から８章は各取組について記載する部分ですが、５章の建築物等の誘導のところには、ゾーンの設定についてや（仮称）重要眺望、ガイドラインの検討などについて記載するなど、新たな視点も盛り込んでいく方向です。

景観形成基準は、現計画と同様に別表に整理する予定です。

具体的内容を含んだ骨子の提示に至っておらず、大変申し訳ないのですが、新たな視点として審議をいただいた項目について、どのあたりに含まれるのかのイメージをご報告させていただきました。

資料のご説明は以上ですが、景観計画の改定について１点ご報告がございます。

来年の１月２２日、２３日の１１時から１７時の間にチ・カ・ホの憩いの空間の６番出口の北側でパネル展を開催する予定になっております。内容については、現在詳細を詰めているところですが、市民の皆様がどのような景観を魅力的と考えているのかなど、ご意見をいただくような形にしたいと思っております。お時間がございましたら、ぜひお立ち寄りいただければと思います。

また、次回の景観審議会では、どのような実施概要についてもご報告したいと考えてお

ります。

ご説明は以上です。

○小澤会長 それでは、本件について、皆様からのご意見やご質問等をお受けしながら議論を進めていきたいと思ひます。

今回は第4回で、2月に今年度最終の第5回が予定されていますが、私から事務局に一つ確認です。

次回の第5回では、これまでのまとめ、方針、骨子ということで、今年度の成果を形にするということですが、第5回で第1回から第4回の骨子をまとめていただいた資料を、一通りざっと見るということを前提に今日の各論を進めていけばよろしいのでしょうか。

第5回のアウトプットのイメージを知っておきたいと思ったので、お答えできる範囲でお願いします。

○事務局（景観係長） これから中身を詰めていきますので、どこまでできるかというところですが、例えば、中身の基準自体は来年度の第1回や第2回の審議会でご議論いただくことを想定しておりまして、第5回では、今回ご提示させていただきました構成をもう少しボリュームアップして第1回からご議論いただいた内容をどのように盛り込んでいくかを詰めたものをお示ししたいと考えております。それから、理念や目標についてお示しすることを考えています。

○小澤会長 そうしますと、今回、各論の資料をいただいていますけれども、内容の精度としては、この解像度のまま最終的なものになっていくのでしょうか。あるいは、今日の内容を含め、第1回から第4回の内容をさらに概要としてまとめたものがアウトプットされるのでしょうか。

○事務局（景観係長） 第1回と第4回の概要をまとめた上でお示ししたいと思っています。

○小澤会長 今年度の成果品として求められるレベルより、本日示していただいた資料も含めて少し踏み込んだ内容になっているという前提で見てよろしいでしょうか。

○事務局（景観係長） 資料6－02よりも踏み込んだ内容になっているかということでしょうか。

○小澤会長 今日の資料で言うとな資料5までの内容です。大体このレベルで最終的な成果品となっていくのか、もう少し要約した概要として今年度の成果品となっていくのかです。

○事務局（景観係長） 第1回から第4回のものがもう少し凝縮されているのか、それとも同じぐらいのボリューム感で来るのかということですね。

○小澤会長 そうです。

○事務局（景観係長） 今のイメージでは、ボリューム感としては少し凝縮したいと思っています。

○小澤会長 分かりました。

そうしますと、今日は、雪・冬季の景観、公共施設、届出が各論としてあり、最後に全

体像のまとめとなっていますが、委員の皆様から、ここに示されている内容についてご意見をいただき、次回のまとめでは、それが凝縮されエッセンスを抽出したものを、次回に最終確認するということですね。今日の議論の内容を、一部積み残して来年度に持ち越すこともあろうかと思いますが、意見としてここでテーブルの上に乗せて議論して頂き、方向性を考えていくという態度でよろしいですか。

○事務局（景観係長） 全体としては凝縮しつつ、例えば、大事なところの宿題がございましたら、その部分だけ抜き出して細かめにご説明するということはあると思います。いかがでしょうか。

○小澤会長 分かりました。

それでは、今お話しいただいた前提で、まず、今回議題になっている内容について皆さんのご意見を伺っていききたいと思います。

順不同でもいいのですが、時間の関係もありますので、順番に整理していききたいと思います。

まずはじめに、雪・冬季の景観について、皆さんからご質問やご意見等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○愛甲委員 雪・冬季の景観について、札幌らしい非常に魅力的なもので強調されるのはいいことだと思う一方で、前回、欠席したので分からないのですが、夜間景観との関係を結構強く強調されています。夜間景観の扱いにおいて一つ気になるのは、生態学的な影響への配慮というのは考慮されているのかということです。

最近、いろいろなところでライトアップ等をしたことによる野鳥などへの影響が非常に多く確認されていまして、札幌は、景観を大事にしなければいけない一方で、生物多様性も非常に重要な観点になっていますが、その辺は景観計画の中ではどういう扱いになるのでしょうか。

○事務局（景観係長） ライトアップの影響について不勉強なまま回答をしてしまう形となり、大変申し訳ありません。

まず、どういったところは影響が大きい、大きくないというところを勉強させていただくことからかなと思っていますが、例えば、今回の夜景の部分でも、雪の部分でも、都心のところをガイドラインの中心部分として据えて、まずそちらで実験してみてほかのところという形になろうかと考えております。まず、都心のどちらかというところと人がたくさんいるところから始めて、私のイメージが間違っていたら訂正していただきたいのですが、どちらかというところと郊外の山の部分や緑が多いところのほうが、影響が大きいと思ったのですが、その認識は間違っているのでしょうか。

○愛甲委員 間違っているとは言えないですが、札幌のまちは郊外のそういう部分と市街地や住宅地が接しているというところが非常に大きな特徴で、気をつけなければいけない観点が違うと思うのです。最近は市街地への野生動物の侵入などもかなり多く見られますので、そこを全く無視して夜間の景観をどんどんやりましょうという書き方になるのはち

よっと違和感があります。市のほかのいろいろな計画と整合性が取れていないのではないかと思います。

○事務局（景観係長） 分かりました。

では、夜景というか、ライトアップというものを考えるときに、景観という部分と観光目線の部分と安全性の確保という部分、さらに、生態系への配慮など、関係する部分が様々あると思いますので、そのどこにも影響が起こることを踏まえながら、各方面に確認しながら進めていくことを慎重に検討していきたいと思います。

○事務局（地域計画課長） 補足をさせていただきます。

委員がご指摘の事項は大変重要な事柄だと思っておりますし、計画ごとに整合性が全然取れていないということはあってはいけないことだと考えます。

現行の景観計画の35ページですが、今も自然、都市、人、暮らしと分かれていますけれども、最初の自然の景観形成の方針の一番下の「水とみどり」というところで、一番最後に多様な生態系に配慮した景観形成を図りますと記載し、整合性を図ることを意図しております。

まさに委員のご指摘のとおり、そこを意識せずに夜間景観のライトの話ばかりを無計画につくり込んでいくことがないように、引き続き勉強しながら、各都市で起きている課題などもしっかり把握しながら計画を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小澤会長 愛甲委員、非常に貴重なご意見をありがとうございます。

私からもお伺いしたいのですが、緑の審議会で動物が話題になったことがあったのではないかと思います。具体的に、緑だけにかかわらず、そこに絡んでくる動物や昆虫に対し、みどりの基本計画ではどういう方針で臨むとか、そのあたりは踏み込んだ検討がされていたのでしょうか。

○愛甲委員 みどりの基本計画ではそこまで踏み込んでいないです。それよりも、生物多様性さっぽろビジョンを昨年度改定したばかりで、生物多様性の地域戦略を昨年つくり、ゾーニングをそちらでもしています。もう一つはヒグマ基本計画です。ライトアップでヒグマがどうこうということはそうそうないと思うのですが、どちらかというと鳥や小動物への影響のほうが大きいですから、それを考えて生物多様性さっぽろビジョンは無視できないのではないかなと思うので、そこはうまく取り入れてほしいです。

景観計画にも「自然環境を」という言葉が出てきます。その自然環境というのは、ただのイメージ的なお題目ではなく、もう少し具体的に何に配慮すればいいのかが分かるように書いていただいたほうがいいのかというのが私の意見です。

小動物や野鳥が多く集まる場所は都心部にもありますし、中島公園や大通公園などの大きい公園の中にもそういう場所がありますので、そういう場所が近くにあった場合は、イベントやライトアップをするにしても時間や繁殖時期に配慮するとか、細かく言えばそういったことも本当は気にしなければいけないので、そういうことに配慮してくださいとい

うことがどこかに書いてあったほうがいいのだろうという意味で発言しました。

○小澤会長 今年度は、そういった態度をきっちり示しておくことが大事と思われます。具体的な詳細については、来年度以降になりますので、これまでの札幌市の検討がどのようにされているかを調べ、この審議会に開示して頂きたいと思います。それを踏まえて、今回の景観計画改訂においてどのように表現するかについて、来年度に議論することになりますので、ぜひご対応をお願いいたします。

ほかにございませんか。

○森（朋）委員 雪のことということで、イベントが中心の景観になってくると思います。

現在、規制しているエリアにもかかわらず、駅前通の左右のブロックに大きなデジタルサイネージが出ています。前回、質問させていただきましたが、1-02のところ、催し物の広告の多くは届出の対象外という文言がありますけれども、果たして、雪がないときは規制していて、雪のイベントのときはいいのだというのは理屈としておかしいのではないかと思います。雪や夜景を議論する先には、イベントでの短期利用の目線も踏まえた景観の在り方をちゃんと守っていく仕組みが必要だと思っております。

1点質問です。

3-07の考えられる誘導の方向性の二つ目のポツで建築等への仕掛けや工夫の検討を促すと記載していただいておりますが、例えば、重点区域において夜間景観をどういうふうに考えるかということがないと、個々の建築でこういうことをやってくださいと言ったとしても全体としてちぐはぐになるようなことがあってはいけないのではないかと思います。

そのあたりは、今後どういうふうに取り組んでいただけるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○事務局（景観係長） 今のご質問は、例えば、個々の建物であると隣同士で違うことをやっているみたいになってしまうので、重点区域なら重点区域で、夜間なり雪なりについても、この通りとしてはこういう方向性でいきましょうという狙いがそれぞれにあったほうがよいのではないかとということによろしいでしょうか。

○森（朋）委員 はい。

○事務局（景観係長） 今後の景観計画改定後に夜間景観のガイドラインをつくっていくときには、今のところの想定にはなりますけれども、都心部全体としてだけではなく、この通りはという考えがあったほうがいいと思っています。

現時点では、既に重点区域には重点区域の基準なり地区の方針なりが個別にございますので、その中でやっていくことになると思うのですけれども、今後の取組として、通りとしての一体性があるようなものがあったほうがいいというご意見をいただきましたので、今後、ガイドラインをつくっていくときには、ご意見を参考にしながら考えていきたいと思えます。

○小澤会長 今伺いして、先ほどのライトアップもそうですが、新たに特出ししたから

こそ、そこを強調することで全体としてどうなのだという疑問は必ず出てくると思いますし、矛盾するものであってはいけないと思います。これから丁寧に考えていかなければいけないポイントかなと思いました。

ほかにございませんか。

○窪田委員 雪や冬の景観といったときに、冬の間に見られるような冬の景観もあると思いますし、一方で、自然条件もある中で一瞬しか見られないものにも冬の景観のよさがあるだろうと思います。例えば、青空を背景にした樹氷や、足跡のついていない真っさらな雪のように、ずっとあるのではなく、そのときに見られたらラッキーという景色もあると思っています。

ですから、普及啓発のところに関連してくると思うのですが、そういった一瞬しか見られないものに雪の苦しい生活の中で一般の人たちがなかなか気づかないような中でも目を向けてもらい、気づいてもらうことは大切かと思います。

普及啓発の中で、そのよさというのは、カメラマンが切り取ったものを積極的に使いながら発信していくとか、そういったものを観光などと連携しながらアーカイブしていき、今よりも目に触れるものとして景観をビジュアルとして蓄積していくことをやるといいのかなと感じていました。

そういったものをソフトでやる一方で、施策の方向性にも書いていますけれども、四季や時間の移り替わりによる見え方の変化を考慮した自然環境や季節と調和した素材、色彩の検討や、楽しむことができるよう建築物で工夫することなど、ハードでやっていかなければいけないことがあります。

これは、景観計画の改定の中でも検討しながらガイドラインなどをつくっていくと思うのですが、すごく難しいといえますか、これをやればオーケーということではないですし、ずっと研究し続ける必要があるテーマではないかと思います。

ですから、プレ・アドバイスのときに、オープンスペースを積極的に使う方向で雪をなくしてイベント活用するのか、あるいは、雪を残し、雪を楽しむ場所として使っていくのか、明確に検討の項目として挙げて、雪の見せ方をテーマにするのであればそういうものを議論しながらつくっていただき、それを検証しながら雪の上手な見せ方を考えていく場を継続していくことも大事なのかなと思いながら資料を拝見していました。

○小澤会長 貴重なご意見、アドバイスと思われませんが、事務局はいかがでしょう。

○事務局（景観係長） まず、最初の一瞬の美しさみたいなものを切り取り、自分が楽しかったものを皆さんに広め、それを蓄積していくというアイデアについて、大変すてきなと思いました。

例えば、本市でも観光ライブラリーがあって、いろいろな写真を入れているところがありますし、いろいろな方がすばらしいと思ったこの一瞬を詰めていく仕組みのようなものがあるとよいなと思いました。

また、雪をどのようにするとよい効果が生まれるのかは、何をどうするといいい感じにな

るのか、これからもアイデアを積み重ねていく必要があると思いますので、プレ・アドバイスなどの機会に委員の皆様のアイデアをいただき、事業者として実施した結果を蓄積し、そのアイデアをまた別のところで生かしていくというのは次につながると思いますので、ぜひそのようなこともご意見を踏まえながら検討していきたいと思います。

○小澤会長 どのように普及させていくか、推進させていくかについては、このテーマに限らず、そういった仕組みが必要ではないかと改めて思いました。よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○江田委員 今のところにとっても関係すると思うのですが、資料3-08のこれからの誘導の方向性についてです。

全市基準の雪の美しさを見せることのできる仕掛け等についての解説の充実を図るところで、これは方向性ということですが、今度の改定全体像に載せるとするとどのあたりのことになるのでしょうか。

また、「解説の充実を図る」というのはとても曖昧な感じがしました。恐らく、今ご指摘があった内容のようなことになると思うのですが、どういったことを考えられているか、伺いたいです。

○事務局（景観係長） 現行でも別表の中に景観形成基準掲載しているのですが、同じように、今の景観計画の72ページ、73ページに該当する部分に入れていくことになると思います。

同じ基準でも、実際にどんな仕掛けが考えられるのかについては、回答は一つではなく、場合によっては複数あると考えられるので、景観計画とは別に本市では基準の解説本をつくっておりまして、その解説本の中で、考え方や事例、こういうときにはこうした方がいいのではないかというものをに入れていく予定で考えています。その中で、雪の美しさを見せる仕掛けについても、考え方や事例などについて紹介していくというイメージでした。

○小澤会長 これは来年度の作業になると思いますが、具体的な内容を委員の皆様が把握できた上で、ご意見をいただけるようにしてください。

ほかにございませんか。

○池ノ上委員 景観が人や地域、コミュニティの営みによって作り出されたものであるということはこの審議会でも話がされていると思うのですが、そういう意味で言うと、なぜ雪や冬季の景観で挙げられているものがすばらしいのか、価値があるのかということを示すための根拠や背景についてももう少ししっかり触れたほうがいいのかと思いました。

先日、建築学会で一つの委員会がありまして、たまたま北陸や東北の先生方も参加されていたので、まさに雪の景観や冬季の景観の現状はどうかという話をしました。

例えば、東北で有名なのは雁木といって、今で言うアーケードですが、雪を避けるために建築物がそれぞれ張り出すことによって共有地みたいなコミュニティのつなが

りと雪国の過ごし方が空間としてつくり出されていて、でも、それも減ったよねという話をしました。また、北陸のほうだと、最近だと水を道路から出すことでどうやって除雪排雪をするかみたいな景観が当たり前になったよねという話をしていました。

それを考えたときに、例えば、札幌で、建築も関わった中で、人やコミュニティーの地縁によってつくり出された空間やデザインは何があるのか。

私は分からないのですが、現代的に言うと、新札幌や琴似などの空中回廊みたいなものがそうなのかもしれないですねという話をその委員会ではしていましたが、それを積極的に評価するのかどうかですね。

札幌の冬の景観は、除雪の技術なども含めて素晴らしいと思いますし、例えば、雪まつりなどのイベントに関しても、もともと除雪したものを楽しんでいこう、負のものをいかにポジティブに変えていくかというところから始まったものだと思うのです。ですから、イベントありきというよりは、なぜこれだけ大雪が降るまちでこういうイベントが行われているのかというところのストーリーを、それを踏まえなければいけないかどうかは今後の在り方かもしれないですけども、少なくともなぜ生まれたのかというところに関しては触れてあるといいと思いました。

○小澤会長 これについて、現時点でどういうふうにお考えでしょうか。今、池ノ上委員からご指摘があった内容を盛り込むとすれば、どういった位置づけが考えられるでしょうか。

○事務局（景観係長） 今、雪をキーワードとして挙げていただいたのですけれども、現在の札幌のまち並みやイベントの中に、やろうと思ってやったわけではなく、生活の中で必然として生まれた風景があるから、なぜ今こうなっているのだという背景を丁寧に本体の中に盛り込むべきだというご意見だったと思います。

現在の景観計画の第2章については、今後は景観の特徴という形に変えると思うのですが、その部分であったり、その次の方針のところについて、まず特徴としてこういうことがありましたということと、それをなぜ大事にしていかなければいけないのかという第4章に考え方を丁寧に記載していくことが大事なのかなと考えております。

○小澤会長 ほかにございませんか。

○石塚副会長 今までの委員の皆さんのお話を聞いていると、方針の中に書き込むとか、基準の解説本で説明して伝わるかということ、ちょっと難しいのではないかという印象をだんだん持ってきました。

今回特出ししているのは夜間の景観や雪・冬季の景観で、札幌らしさを打ち出そうと言っているわけで、夜間のほうについては夜間景観ガイドラインというものを新たに作られるということをお示しいただいているのですけれども、雪・冬季の景観についてはそういうことはお考えになられていないということです。

先ほどの窪田委員の足跡の話から、その前の生活文化として札幌と雪にはどういう関わりがあったのかというところから解きほぐして、身近なところから雪の大切さや楽しさを伝えていく努力が必要だとすれば、やはり、大変でしょうけれども、雪・冬季の景観のガ

イドラインもきっちりおつくりになられたほうが伝わりやすいという気がしました。

あくまでも建物や工作物をつくる上での基準だけで雪の景観がつかれるわけでもなく、イベントを支援するだけでもないわけですから、そこをきちんと伝えていく作業が必要になるという印象を持ちました。

○小澤会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（地域計画課長） 今の池ノ上委員の意見とこれまでの議論を踏まえた石塚副会長のお話ですけれども、まず、石塚副会長のご指摘は理解しました。今までの雪と冬は基準だけでいこうというところだけではなく、ガイドラインに盛り込む可能性は、ご指摘のとおり検討していきたいと思いました。

次に池ノ上委員のご意見について、私の感想めいたところもありますけれども、今回、特出ししてこの改定の中でこれが大切なのですと出すからには、その背景なり根拠なりを併せてメッセージとしてしっかり伝えなければいけないと改めて感じたところですので、そういうところも考えていきたいと思います。

また、委員のお話の中にあった、例えば東北でいえば雁木のように、生活の中で必要に迫られてできたものが実はその地域らしい風景になっているというところで行くと、本州だと空中歩廊には屋根がないのですけれども、札幌ですと、苗穂や琴似の空中歩廊でずっとつながっていたり、地下鉄でいえば南北線のシェルターだったり、考えてみるに冬の安全性や快適性を求める中でわざわざそういうつくり方をするみたいなどころがあると思うので、どのように表現して基準に盛り込むかというのはありますけれども、そういうところも改めて考えながら、引き続き雪と冬の章立てを検討していきたいと思いました。

○小澤会長 先ほど青木係長がおっしゃったように、第2章は導入の部分になりますので、書き方が非常に大事だと思います。方針として示しつつ、例えば、ガイドラインという石塚副会長からご指摘のあったところまで踏み込んで一歩先に出るような形でやるのか、全体をどのように組み立てて臨むのか、そのあたりも次回までに一度整理していただくとよろしいと思います。

特出したものの重みづけのバランスがおかしいと、どうしてここは強調されていてここには踏み込んでないのかなど皆さん直感的に気付かされると思います。読んでいただく一般の市民や関係者の方々に、きちんと伝わるようにしていく必要があると思いました。

ほかにございませんか。

○千葉委員 一つ、この中で入れていただきたい文言がございまして、それはユニバーサルデザインについてです。

これは夏のまちづくりにも関わると思うのですけれども、最初から冬、雪、積雪ありきでサイン関係を考慮していただければと思っています。特にイベントの会場では、ユニバーサルとうたわれながらも、見えないサインが多く、特に車椅子の方たちはまず進めないですし、視線に入っていないものが多いです。これをまちづくり自体から考えていただいて、そういった配慮をどこかに入れていただければと思います。

○事務局（景観係長） サインに限らず、ユニバーサルな視点は大変大事だと考えておりますので、もちろん検討していきたいと思いますし、本旨の中に含める形で考えていきたいと思います。

○小澤会長 確かに雪が降っている状態でのユニバーサルデザインは、非常に大事なポイントになりますから、きっちりカバーする必要があると思いました。

時間が押していますので、次の話題にも入っていききたいのですが、ほかにいかがでしょうか。

○田川委員 非常に大事な意見が出たので、石塚副会長がおっしゃったように、最終的には雪・冬季の景観ガイドラインという札幌のオリジナルなものに向けて機運が盛り上がり、ばいと思うのですけれども、私がここで着目したのは、3-03の一番最初にある、年間5メートルの降雪がありながら190万人以上の人口を有する都市ということです。やはり、このことは世界に誇れる都市的な意味合いがあると思います。

例えば、グラフでは札幌が一番上に来ていますが、次にあるのがモントリオールですね。今、空中歩廊のお話がありましたけれども、その原型と思われるスカイウェイというビルとビルを結ぶものがありまして、私の記憶が間違っていなければ、モントリオールあたりで最初に発想されていたと思います。

また、今はどこのショッピングモールでも大きなガレリアが普通になっていますけれども、これもモントリオールの中心の再開発で大規模なものできて、結構多くの都市の関係者が見に行って世界に広まったような気がいたします。

ですから、雪も人口も多くて都市性を持ち得るところが文化を生み出す一つのフロントランナーでもあるということがあって、さらに札幌の雪を景観という意味でも素晴らしいものにしていくということをもっと強調してもいいかもしれないと思いました。

例えば、昨今、シビックプライドという言葉が流行りましたが、言い換えればウインタープライドというか、そういったものを持ち得る世界でも希有な都市であるということだと思いました。

○小澤会長 ぜひ、今のご意見も参考にさせていただいて、さらに検討を詰めていただければと私も思います。

○事務局（景観係長） 今のモントリオールのお話は大変興味深いと思ったので、後日、そういった先進都市の事例なども教えていただければと思います。

○小澤会長 ほかにございませんか。

○渡部委員 手短に1点だけコメントをさせていただければと思います。

まち並みの景観についての視点で、地形、自然や眺望景観については、眺望点や視点場に対する、要は受け止める場所に関する方針がある一方で、まち並み景観やイベント活動、営みについては、対象のイルミネーションや景観については幾つか方針などをつくりたいものがあるのですけれども、それを受け止めるストリートやパスに対するものがないのです。実際に、雪のときにはそれが交通安全性や除雪と絡み、また、都市マスや都心の戦略

における冬も含めた歩行者ネットワークの指針と大きく絡んでくると思います。

具体的なところは、ガイドラインをつくるのであればガイドラインになってきますし、つくらなくてもほかの計画に載ってくると思うのですけれども、まち並みについても、受け止める側のストリートに関する指摘というか、触れる文言があるといいと思いました。

○小澤会長 先ほどの森（朋）委員の意見にも関係してくると思いますが、まとまった群としてどうなのかということですね。そのあたりをどういうふうに表現していけるのかということでしょうか。

○渡部委員 そうですね。エリアとしてももちろんそうですし、単純にパスとしても、先ほど、窪田委員から、広場を除雪するのかもしれないのか、それによってできることが違うという話があったのですけれども、私も、寒冷地のパブリックスペースの研究をしているので、雪をためているだけでも雪遊びや写真撮影はあるのですけれども、除雪をしてそこに至るまでの歩道のルートをつくってあげるかどうかで人がどれだけ楽しめるかという数量が全然変わってくるのです。

ですから、単純に動線としてのパスを含め、ストリートと、単純に雪を楽しむ側のことも書いてあるので、それを楽しむためのルート、眺望で言うところの視点場に当たるようなものにまち並みについても少し考えておく必要があると思います。

○小澤会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（地域計画課長） 今ご指摘をいただいて、頭の中でいろいろイメージさせていただきました。

最後のほうにおっしゃっていただいたように、雪をためる仕掛けをつくるにしても、どこから持ってくるのかなど、そのための仕掛けづくり、エリアやルート設定、どういう場所ならできるかということまで考えて、それが単発ではなく、まち全体の仕掛けになるようなのかなと理解しました。

それがガイドラインとして整理できるかを含め、検討させていただければと思います。

○小澤会長 それでは、時間の関係もありますので、次の項目に移りたいと思いますが、雪に関して他にお気づきの点がありましたら、最後にご発言をいただければと思います。

次に、公共施設等につきまして、資料の第4章になりますが、何かご質問やご意見等はございませんか。

○窪田委員 質問です。

今、景観重要公共施設の方針を設定して指定していくことを盛り込んでいくということですが、具体的にここの公共施設をやっていきたいという想定があつての検討になっているのでしょうか。

○事務局（景観係長） 今、考えられるところは複数あると思うのですけれども、特にここだということまで絞っているわけではないです。札幌を象徴するところは、大通公園をはじめ、道路、橋梁、河川など、いろいろあると思いますけれども、進めていくためには各所管部局の同意が前提になりますので、その理解と協力を得るために複数のところに

働きかける必要があると考えています。

ですから、一旦、今回の改定するときには、方針の策定というところをゴールにさせていただきまして、その先の部分については、スケジュールにとらわれずに個々に調整させていただければと考えています。

○窪田委員 分かりました。少しリアルなものがあればより検討しやすいと思ったので聞きました。代表的なところをイメージしながら考えていくということですね。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○江田委員 先ほどの説明で聞き逃したのか、分からないところがあったので質問させていただきます。

4-01の公共施設等の説明で、公共施設の取組を入れるとおっしゃっていたのですが、取組というのは、公共施設でどのような景観についての取組をしているのかということなのか、もしくは、公共施設自体のイベントでこういうことをやっているというお話になるのでしょうか。

○事務局（景観係長） 公共施設についてどのような取組をしているのか、そして、今後どうしていくのかということでしょうか。

○江田委員 先ほど説明していただいたときに、取組についても紹介するという趣旨のこととおっしゃっていたように思うのです。

○事務局（景観係長） 大変失礼いたしました。

現行の景観計画の中では、公共施設について、例えば、章立てして積極的にこういうことをしていきますというような書き方をしていないのですが、今回の改定計画では、章立てして、公共施設の取組について今回の改定で記載していきたいということをお話しさせていただきました。

○江田委員 ありがとうございます。

○小澤会長 ここで言う公共施設は、土木的なものが多いのですが、現行の公共施設で実際にどういう取組がされているのか、誘導的なものかもしれませんが、委員の皆さんに分かりづかったことによるご質問かなと理解しました。本日ここですぐにというわけにはいかないかと思いますが、具体的な資料等でお示ししていただくと皆さんの理解がより深まると思いました。

○事務局（景観係長） 次回以降、委員の皆様に改めてご提示させていただければと思います。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○石塚副会長 景観重要公共施設の制度の活用ということで言うと、前の審議会の時代から大通公園や河川にそういう制度を導入して景観面からきちんと物が言えるようにしたほうがいいのではないかという指摘があったものが今回取り上げられるということで、非常に成果が期待されることです。

一方で、これまでも公共施設等のガイドラインをおつくりになられて、内容的には背景

にある考え方からそれぞれの占用物の考え方まできめ細かく書いてあるのですけれども、公共施設計画サイドからはあまり評価、活用されていないというお悩みがあるということも伺っています。どうやって公共施設等のガイドラインの実効性を高めていくかという工夫も今回の取組の中ではとても重要な課題なのかなと認識しています。

その方法の一つとして、景観重要公共施設を指定する際には占用等の許可の基準を定めなければいけません。それを一件一件どういう基準にするかを検討するのは非常に大変ですし、協議も手間がかかる部分があると思うのですけれども、公共施設等のガイドラインに準拠するという一言で全てを済ませて、ばんばん景観重要公共施設にしてしまうという手もあるのではないかという気がします。

他都市の占用の基準を見ても、定量的にきめ細かな基準を書いているというより、何々に配慮するよという理念的なことが書いてあることが多いので、そういうバランスから言っても、公共施設等のガイドラインに準拠するという一言を書き込むという戦略もあり得るのかなという気がしています。

○小澤会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（地域計画課長） 今、石塚副会長におっしゃっていただいたことは、一つの方法としてなるほどと思いました。

結局、景観重要公共施設は、青木からの説明にもありましたけれども、公園、河川、道路を含め、全て施設管理者がおりまして、管理者の同意を得て初めて進むものです。全国的にも、指定しているところは、政令市では半数はありながらも、全体的にはあまり進んでいない分野なのだろうと思っています。

なぜかという、施設管理者にとっては、どうしても負担感のようなものがあると思われます。逆にこれを武器にして施設管理者に負担がかかるものではなく、占用許可等で整備をしてもらう事業者などに対してこういうことになっているからこういうことをしっかりやってくれとしっかり言える武器にしてもらいたいという目線で作り込んでいけないかなと思っています。そのために引き続き庁内協議を深めてまいりたいと思っています。

まさに石塚副会長におっしゃっていただいたように、今、公共施設ガイドラインがあるので、それをうまく活用しながら検討することはあり得ると思っております。

○小澤会長 では、ぜひ積極的に誘導するという姿勢でよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○小澤会長 それでは、5-01の届出関連につきまして、ご質問やご意見等いかがでしょうか。

これは事務局に確認ですけれども、この内容は、現行の景観計画の第5章の良好な景観の形成に向けた取組が今回編成し直されているわけですが、現行のものを補強する形で、新しいものを入れていくという検討ということで間違いないでしょうか。

○事務局（景観係長） 現在の第5章の中にあるものを資料上の5の（1）から（4）に

示させていただいております、新しい景観計画では第5章と第7章と第8章の部分に該当させる予定です。

○小澤会長 お配りいただいた資料の5の(1)から(4)が現行の景観法に対応していて、それが入ってくるのが……

○事務局(景観係長) 第5章、第7章、第8章で、普及啓発の部分はそれぞれに分かれて記載するという形に変えております。

○小澤会長 分かりました。ありがとうございます。

皆様いかがでしょうか。

最後の全体像のところと絡めてご質問やご意見をいただいても結構です。

○愛甲委員 一つ質問と、一つコメントです。

質問は、5-02の下その他の規定整理のところに書いてある太陽光発電施設や風力発電設備に関する部分です。

これは、現行の計画でも届出の対象になっていると思うのですが、これから増えてくるであろうこういう施設に対して、届出の対象の規模や配慮事項等について変更する予定はあるのかどうかを伺いたいです。

というのは、先週の金曜日に北海道の景観審議会があつて、札幌市はあまり関係ないですけれども、太陽光と風力発電施設に洋上風力を加えたガイドラインの改定を今やっていて、今年度中に大体まとまりそうなのです。審議会では素案は合意されたので、これから道庁内の調整とパブリックコメントをかけていくことになるのですけれども、札幌市は景観行政団体ですから、北海道の景観計画の規定は受けないですけれども、そこで議論になったのは、石狩の風力発電施設が札幌からも見えることもありますので、そういった広域な景観に影響を与える場合は関連した市町村とも道庁が協議をするということも書き込まれるので、多少、そちらも意識して調整していただけるといいのかなと思い、質問させていただきました。

もう一個は、樹木に関するところで、景観資産の中に樹木が入っていると思うのですが、景観重要樹木がないということです。

さっきの公共施設の話とも関係するかもしれませんが、例えば、公園は、そもそも景観的におかしなものはつくらないではないですか。こういう景観計画でやる取組や指定するもの、樹木も既に保存樹木として条例で指定されているものがたしか30件ぐらいあるわけですから、その辺をうまく連動できないのでしょうか。

要は、保存樹木に指定したものは、歴史的な経緯があつて指定されるものもあれば、地域の風致景観の上で重要だから条例で指定していますけれども、だったら、イコール景観資源としてこちらに入れてしまってもいいのではないかと市民目線では思うのです。部局が違いますけれども、お互いの制度上の乗り合いがあつてもいいのではないかと思います。今すぐというわけではなく、そういう考え方もあればいいなと思って発言させていただきました。

○事務局（景観係長） まず、ご質問についてです。

太陽光発電や風力発電の鉄柱などは、現行でも一定規模のものは工作物として届出の対象になっているところです。太陽光発電設備というパネルのようなものは届出の対象として分かりやすいのですが、例えば、近年設置が増えてきた蓄電池などが少々読みづらい形になっていますし、昔はそれほど大きくなかったものが大きな面積を取るようになってきているので、そういったものも届出してもらえそうな形で周知をしていきたいというのがこの部分です。

今おっしゃっていただいたような市域から外れたところだけれども、影響があるような部分については、現状で言いますと、恐らく、アセスで対応しているところになると思うのですけれども、市内から見える部分については気になるので、そういった部局から情報をいただいて共有したり、市内のものについては、基準やその解説などに考え方を整理するなどの方法も考えていければと思います。

また、公園や樹木などに関する別制度との連携についてです。

おっしゃっていただいたとおり、別の制度の中で大事であると指定等がされているものについては、やり方としては、イコール我々の制度でも大事なものというふうにかぶせてしまうやり方と、別のところで指定されているものを情報共有した上で、こちらとしても大事だと思いますというふうに周知していくという連携の仕方があると思いますが、いずれにしても、情報を共有して一緒に周知していくことは行っていきたいと思います。どちらのやり方がいいのかは、恐らく、所有者の方や各部局の考えにもよると思うのですけれども、連携して進めていきたいなと考えております。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○千葉委員 5－11の普及啓発についてです。

公共施設の景観的な配慮やデザインの決定権は札幌市のご担当者によるところが結構大きくて、庁舎内の教育といいますか、意識改革といいますか、勉強会というのでしょうか、皆さんのモチベーションと知識と意欲に左右されるのかなという印象があります。

ここは具体的に書けないと思うのですけれども、ご担当者のレベルアップや、それから、景観に関しては担当部署を超えてアドバイスできるような庁舎内の仕組みづくりの改革が大切だと思うのです。人生の中で景観にあまり関わってこなかった方たちが担当されると、書類を上に通すためのプランになりがちになっていくので、そうしたことをも踏まえていただきたいと思います。

例えば、景観色70色を絶対に使わなければいけないと思っていらっしゃる方が結構いらっしゃいます。それは景観に配慮して幅を持たせて大丈夫なのだという意識や、そういったところをできるだけ浸透させていただけたらなと現場的には感じています。

これは書けないとは思いますが、そういった教育、仕組みづくりをよろしく願いいたします。

○事務局（景観係長） ご意見をありがとうございます。

5-11の中に庁内研修と書かせていただいておりますが、我々は、数年単位で異動がありますので、知識が蓄積しにくい部分があります。継続して庁内で研修をすることなどが大事になってくると思いますので、設計等を所管している部局と、施設所管部がまた別にございますので、その両方に情報が行くようにしていきたいと考えております。

○小澤会長 令和8年度に着手と書いていただいておりますので、そこに向けてどういう準備をされていくのか、またこの審議会でも議論していきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○松本委員 届出の協議ところについて確認です。

こちらに建築の届出対象協議の規模等の変更などは書かれていないので、その辺の見直しは考えておられないのかということが一つです。

また、地域ごとの景観まちづくりの推進ということで、地区計画や建築協定があると思いますけれども、風致地区の考え方も絡んでくると思いますし、それも地域ごとに特徴が決められていると思いますので、その辺も含めて考えられていくのか、教えていただければと思います。

○事務局（景観係長） まず、1点目の届出の規模等の変更でございますが、現状は、今回の改定に合わせた変更は考えていないところです。もし変更するとなると、減らすという方向には行かなくて、増やすという方向になると思うのですが、そうすると、どうしてもそれに対応し切れるかどうかをセットで考えていかなくてはいけないのです。対象を増やすことになると、一つ一つの密度が浅くなるというか、一つ一つをきちんと見られなくなることを考えると、今のところはこの状態で行かせていただいて、もう少し機が熟してからまた次のステップにということになろうかと考えております。

また、制度の中の風致地区等につきましては、私の認識に間違いがなければ、今記載させていただいているのは、まずは地域の方たちが主体的に一緒にやりましょうとボトムアップできるような仕組みだと思うのですが、風致地区は市が主導して網掛けをするものだと思います。情報としては、周知の中でこの部分は風致地区の考えが入っていますとお知らせしていくことになろうかと思いますが、この資料の中では、どちらかというボトムアップというような形で書かせていただいたところでございます。

○松本委員 今後のまち並みや建築を考えていく上で、届出をするしなは別にしても、目指すまち並みのイメージがあると思うので、事業者サイドへの働きかけも考えて進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小澤会長 それでは、時間も迫ってきていますので、お手元の資料の6の全体像（案）についての現計画における構成と新計画における構成案、6-02の構成案について、今までの意見交換の中ですでに言及されている内容もありますが、改めて、全体像について、あるいは、今までの議論を含めた全ての項目についてでも結構ですので、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

オンラインで参加されている森委員、巽委員からもご意見をいただけたらと思いますが、

いかがでしょうか。

○森（傑）委員 6の全体像について、私からは質問とコメントがあります。

内容というよりもテクニカルな側面に近いのですけれども、現行計画と新しい計画のどこが違っているのか、どこが新しくなったのか、何が増えたのかということを説明する箇所がどこにあるのか、ないのかというのが私の質問です。

それについての見解ですけれども、私自身の考え方でいくと、こういう計画は、普遍的ではなく、時代ごとに様々に変容していくものです。極端な話、滅多にないのですけれども、これまでの時代の考え方は間違っていたよねということになることもなくはないのです。

例えば、今、脱炭素と言われてはいますが、この間まではエネルギーをばんばん使いまくっていた時代もあります。ですから、変わることはむしろ大事で、何が今の社会性や時代性を反映しているのかを含め、現行と新しいものがどこがどのように変わり、今、何を強調して力を入れていこうとするのか、これは先ほどの内容の話に関わるのですけれども、全体の構成としてどこかしらで説明をちゃんとすべきかと思います。

どこかに入っているのかもしれないのですけれども、どういうふうに説明されるのかをご説明いただきたいと思います。

○小澤会長 重要なご指摘かと思います。事務局いかがでしょうか。

○事務局（景観係長） 前計画のどの部分をどのような考えの下に変えたのかについては、ボリューム感としてどこまで書くのかは未定ですが、今のイメージですと第1章の中に入れる予定です。

そうした理由は、変えた部分を後半に持っていくと分かりにくいと考えたからです。現在、こういったことが大事なので、このようなことを守ってくださいというものをメインに持っていきたいため、その前段のことは別の章でお知らせしたほうがいいのかと思ったということです。

ですから、前半の第1章のところにこれまでの経緯や現状、また、こういったところを変えました、課題はこうでしたというのはそちらの中に持ってきて、それを基に現行の考え方は第2章以降に示すということを現段階では考えています。

なお、現行の景観計画では、第5章の中に、それぞれの章に沿って現状と課題、次の考え方を分けて示しているので、そこが現行計画と次の計画で構成の違うところになるとも考えています。

○森（傑）委員 第1章の頭に来るのがいいと思いますし、そうあるべきだと思います。

私の好みかもしれないですけれども、経緯や現状のところで作文的にすらすら読み取れば違いが分かるというより、節として新旧の違いみたいなものがぽんとあって、文言の新旧対照表みたいな話ではなく、考え方やコンテンツを図的に表示したようなものも添えながら、最初にご説明して、ここに力を入れているというのがぱっと見に目次立てとしてあったほうが理解度が深まるのではないかと私は思います。

読み手も、何が新しくなってどこにチャレンジしようとしているのかを最初から理解しやすいというメリットもあると思いますので、可能な範囲でご検討をいただければという意見です。

○事務局（景観係長） 今いただいたご意見を参考に検討いたしますので、第5回のときにアイデアをいただければと思います。ありがとうございました。

○石塚副会長 今の森（傑）委員のお話に関連するのですけれども、今回大きく変わったのは、札幌市らしさを景観面からも強化していこうということだと思えるのです。それで眺望や夜間景観、冬の景観に着目したということです。それが具体的にどこに書かれているかというと、第4章の「良好な景観の形成に関する方針」の「札幌の景観の特徴を踏まえた方針」の中の四角印の3段目だということです。

第5章については、それぞれのところにガイドラインをつくりましますとか、重要眺望についての指定を考えますということが個別に入っているのですけれども、全体でぱっと見たときに、今回の景観計画の新しさや狙いが読み取りづらいというところがあるのではないかと考えています。

かといって、夜間景観や冬の景観を章立てすると全体の流れのバランスで言うところちょっと据わりが悪いかなと思われるかもしれませんので、例えば、先ほどから話題に出ているように、公共施設もそうですけれども、夜間景観、場合によっては冬の景観のガイドラインをつくることで、札幌らしさということで、規制誘導にはなかなかなじまないこれからの景観創造については、公共施設も含めてガイドラインをきっちり示して、それに基づいて市民を挙げて景観創造に取り組んでいくのだという章を一つ起こす手もあるのではないかと気がしました。

○小澤会長 いかがでしょうか。

○事務局（景観係長） 新たに札幌らしさを引き出すための取組として何か章立てをするということもアイデアとしてどうかというご意見だったと思いますけれども、構成については検討し、改めてご相談させていただければと思います。

○小澤会長 森（傑）委員のご指摘から今の話になってきていますが、現行計画との違いについて、例えば、上位計画がこう変わってきているから今回こう変わったという書き方は、行政の立場として書きやすいとは思いますが、そうではなく、現状の札幌市の様子を客観的に観察した上で、現行の景観計画ができたときはこういう状態だったけれども、今はこういうふうに変ってきているというような分析といいますか、観察に基づく見解がしっかり書かれるべきだと思います。

先ほどの森（傑）委員とのやりとりの中で、1章の半ば辺りに書かれるということで議論がされましたけれども、私もそれが適切かなと思います。さらに、今申し上げたような景観的な視点による独自の文章をしっかり入れていただきたいと思います。

今の石塚副会長のご意見は、新しい景観計画を分かりやすく伝えるための方策ですが、どれぐらい強調するかというバランスもあると思いますので、ご検討頂き、またこの審議

会で議論をさせていただくという形でぜひよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

○森（朋）委員 今のような社会情勢の変化によってこれを変えるという点は私も大事だと思います。

一方で、前計画がどこまでできて、反省をどう生かすかというレビューみたいな部分、また、第9章の計画の推進といったことができなかったですし、平たく言うと縦割り行政で、景観というのはいろいろなところと絡み合ってくるので、そののしがらみみたいなものをいかにうまく実現していくかという手段として景観計画に新たな項目を付け足すということもあると思います。

そういったことも踏まえて、今回の位置づけを明記していただきたいと思いました。

○小澤会長 事務局はいかがでしょうか。

○事務局（景観係長） 前計画のレビューというのは大変重要な部分だと思います。

こちら第1章の中に入ると考えているのですけれども、しっかりと書き込めるようにしたいと思っております。

また、計画の推進、進行管理の部分につきましても、委員のおっしゃるとおり、関連部局の連携も含めながら、いただいたご意見を参考に考えていきたいと思います。

○小澤会長 それでは、異委員から、何かございましたらお願いいたします。

○異委員 一般市民からの目線で言わせていただきたいのですけれども、この立派な計画を誰に伝えようとしているのかが分からないです。

例えば、1冊の景観計画を大学生に配付して、誰か開いて読んでくれるでしょうか。読んで理解をしてくれるかなというのは私には疑問です。最後まで読んでくれるとも思えないし、どこから読んでいいかも分からないし、ふだん、文章をつくり慣れている方は、そういう文章に親しまれて読み込むのも慣れているかもしれないのですけれども、私たち一般市民は、これを読んで景観をよくしようという思いは持ってないです。頭が悪くて申し訳ないのですけれども、もうちょっと市民に伝えたいという意思を持ってつくっていただきたいということが1点です。

また、各章を聞いていて思うのですけれども、例えば、公共施設をつくるときに、まさか景観に配慮しないでつくっていると一般市民は思わないですよ。当然ながら、景観に配慮し、考えられて改築なり新しくつくるなりされていると思うので、全く協議もされていないとは思ったこともなかったの、話を聞いてびっくりしました。

まちの景観というものは、個人で言えば見てくれだというふうに思うのです。ここに来るのに、まさか半袖短パンで来たらカッコ悪いし、みんなにどう思われるだろうと思って服を選ぶではないですか。景観も同じですよ。ここにこんな建物をつくったら格好が悪いよねと思うではないですか。そういう意識をちゃんとみんなが持つようにならないと変ではないですか。

個々の意識が必要なので、例えば、それを札幌市の職員の人も持っていない、ビルを建

てる人も持っていない、公園をつくる人も持っていないというのは、普通に考えたらおかしいではないですか。どう見られたいとか、どう思われたいとか、みんながこういうふうな服を着ているからこの辺を合わせようとか、そういうふうを考えるのが普通なのではないか、意識の低さが一番の問題なのではないかと思います。

計画策定の目的の部分を見ると、ものすごく短いのです。魅力を高めていく上で景観を形成することは重大な課題の一つです、みんなに愛着や誇りを持たれるように考えます、よくしますみたいな感じで書いているのですけれども、あまり心に響かないと思います。

多分、市民の人はみんな景観をよくしたいなと思っていると思うのです。でも、こういうふうに上位的に書かれてしまうと、自分のこととは関係ないことのように思ってしまう、それぞれで勝手に決めればいいのではないかと思われてしまうなという捉え方をしました。全員一般市民なので、みんなにそういう意識を持ってもらえるような取組なり、計画をつくる上でも、書き方なり、心に響く文言をぜひ入れてもらいたいと思いました。

○小澤会長 市民委員として加わっていただいている委員からの、非常に貴重なご意見かと承りました。

今の異委員のご感想、ご意見は、一般市民に分かりやすく語りかける言葉が特に最初のところで必要ではないかということだと思います。

内容に関して、かなりテクニカルな面に踏み込んでいかなければいけないということを承知しています。現行の法の枠組みや実際に行われている誘導の仕組みを、どのように洗練させていくか、よりよいものにしていくかという観点から、一般の方々にもわかりやすい改定が必要なのですが、具体的な中身を、現状を踏まえながら、今できていない部分を含めて、どのように整理してこの審議会で共有させていただくのか。それを踏まえて、どのように書き上げていくかといった作業には、かなりテクニカルな内容がどうしても入ります。

その面だけが目立ってしまうと、一体これは何なのだろうと一般の方は思われるでしょうし、特に目的について、現行の計画をご覧になりながらご指摘頂き、そこは弱いなど私も思いました。やはり、一般市民に語りかけるような分かりやすいもの、レビューという話も出ましたが、多少文章が長くなるかもしれませんが、そこを書く必要があるのではないかと思います。

語りかけるために、従来の簡易版とは違う冊子があってもいいかもしれないですね。景観計画がどうしても必要で、今なぜ改定しようとしているのか、そのポイントが何なのか、市民の皆様はどういう意識を持ってほしいのかということが描かれた概要版があってもよいのかなと思いました。

今の異委員のご意見に対して、事務局の受け止め方をお聞きしたいと思うのですが、いかがですか。

○事務局（地域計画課長） 市民目線という意味で、本当に分かりやすいのか、正しく訴えかけられているのかという目線は非常に大事だと改めて思っております。

景観計画そのものは景観法に基づいて策定しなければいけない行政計画であるという側面もあるので、どうしても堅苦しめになっているところはあるのですが、一方で、小澤会長も別な手法でということに触れられましたが、例えば、都市計画部では、都市計画マスタープランも同じくすごい堅苦しいものだったりするので、いわゆる「まち本」と言って、小・中学生向けですけれども、景観行政を含めた都市計画分野について分かりやすく訴えかける本をつくって各学校で使ってもらおうという取組もしています。

それをどのレベル感でやるか、景観バージョンをまた改めてつくるかなど、いろいろな手法があると思いますので、景観計画そのもので工夫するということと、また別なアプローチで分かりやすく訴えかける手法を併せて何らかの形で検討していければとご意見を伺って思いました。

また、もう一つの景観はみんなで考えて当たり前だよねというご意見は、まさに我々も当たり前になってほしいと思って取り組んでいるところです。そこで難しいのは、委員も服装の話に例えられましたけれども、服装の話でいけば、個性と協調性の間をどうやって調整していくかというところだと思うのです。すごい派手な自分のやりたいファッションをしていくというのはまさに個性の発信ですし、ある程度のバランスが取れていれば個性があっていいねとなるでしょうけれども、ばらばらな人たちが集団として集まったときには雑然感も生じてしまいます。

建物でいけば、よく例えで出る「まことちゃんハウス」ですね。彼は信念を持ってあれが自分の個性だし周りに訴えるべき主張だとしてああいうものが発生するわけで、それはレアなケースかもしれないですけれども、そういうものとどこまで協調性を持って全体として整えていくかというところのバランスをしっかりと我々のほうでも考えていかなければいけないですし、それをどうやって個人個人に訴えて当たり前にしていくか、硬い言葉で言えば、景観教育というものも景観計画の中にありますけれども、それをもうちょっと分かりやすく市民に訴えかけられるような手法をさらに考えていかなければいけないなと思いました。

○小澤会長 貴重なご意見ですので、ぜひ、今年度末の最後のまとめの方針のところで、何らかの形で入れていただきたいと私も思いました。

予定の時間が過ぎているので、本日の委員会はこれで終了したいと思います。最後に皆さんから何かございますか。

○愛甲委員 一つ確認です。

現行の計画にはロードマップが第5章の一番最後にまとめる形で付表としてついていて、第6章のところには、成果指標による進行管理ということで、今後、成果指標の在り方について検討していきますという書き方がしてあるのですが、今回の見直しで第5章の内容を分けて章立てを変えますよね。そうすると、この付表はどこに行ってしまうのでしょうか。

これは進行管理の上でも重要なので、進行管理のほうに持っていけばいいのではないか

と思うのですけれども、その一方で、進行管理のところには成果指標を検討しますと前計画では言っていて、今計画でこの部分をどうするか、今の時点でどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○事務局（景観係長） 愛甲委員がおっしゃったとおり、恐らく、今の付表は、形が少し変わるかどうかは未定ですが、後ろの進行管理の部分に表示することになると考えております。

また、指標については、今回の計画でやはり設定はしたいと今のところは考えていますが、中身をどのような形の指標にするかは今後の検討かなというところでございます。

○小澤会長 ほかに全体、その他についてございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○小澤会長 それでは、時間が１０分近く過ぎてしまいましたけれども、これで議事を終了したいと思います。

事務局にお返しします。

３．閉 会

○事務局（地域計画課長） 長時間にわたってご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今日出た意見は、それぞれが貴重なご意見で、いろいろなことを考えさせられるなど改めて思いました。可能な限り、我々事務局でしっかりと受け止め、そしゃくして、次にお示しする資料にしっかりと反映していきたいなと思った次第でございます。

議事録につきましては、皆様に内容のご確認をいただいた上でホームページにて公開となります。また、委員の皆様にはPDFデータを送付いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会は来年２月１８日火曜日を予定しております。近くに改めてご案内いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和６年度第４回札幌市景観審議会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。

以 上

令和6年度第4回札幌市景観審議会 出席者

○札幌市景観審議会委員（13名出席）

愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院	教授
池ノ上 真一	北海商科大学	教授
石塚 雅明	株式会社石塚計画デザイン事務所	顧問
江田 美保	市民	
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院	教授
窪田 映子	歴史地域未来創造 株式会社やまち	取締役・副代表
田川 正毅	東海大学国際文化学部地域創造学科	教授
巽 佳子	市民	
千葉 淑子	公益社団法人日本サインデザイン協会北海道地区	会員
松本 純	一般社団法人北海道建築士会 まちづくり委員会	委員長
森 傑	北海道大学大学院工学研究院	教授
森 朋子	札幌市立大学デザイン学部	准教授
渡部 典大	北海道大学大学院工学研究院	助教

（五十音順）

○札幌市（4名出席）

まちづくり政策局都市計画部長	長谷川 豊
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長	永井 雅規
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観係長	青木 うみ
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長	伊藤 湖